

# 建築基準法施行細則の一部改正の概要

## 1 改正の概要

都市再生特別措置法等の一部改正（2020年6月10日公布、同年9月7日施行）による建築基準法施行規則（以下「省令」という。）の一部改正（2020年9月4日公布、同月7日施行）に伴う規定の整備

## 2 改正の理由

都市再生特別措置法等の一部改正により、居住誘導区域内で病院・店舗など日常生活に必要な施設の建築を誘導する地区として居住環境向上用途誘導地区を定めることができるようになり、当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合には、市町村が都市計画で建築物の建蔽率及び高さの最高限度並びに壁面の位置の制限を定めることとされた。これに伴い、建築基準法において当該地区内の建築物の建蔽率等の規制に関する特例許可の規定が新たに追加され、省令において当該特例許可に係る申請書には特定行政庁が規則で定める図書又は書面（以下「図書等」という。）を添えて提出するものとされたため。

## 3 改正の内容

居住環境向上用途誘導地区内の建築物の建蔽率、高さ又は壁面の位置の規制についての特例許可（建築基準法第60条の2の2）の申請書に添付すべき図書等を定める（細則第12条の表（五）項関係）。

## 4 施行期日

公布の日

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 規則

- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則 第70号 (建築指導課) 1

### 告示

- 愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例別表第3に規定する博物館その他の施設として知事が定めるもの等 第388号 (文化芸術課) 2
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生 第389号 (水産課) 2
- 解除予定保安林 第390号 (森林保全課) 2
- 解除予定保安林 第391号 (同) 2
- 指定施業要件変更予定保安林 第392号 (同) 3
- 道路の区域の変更 第393号 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 第394号 (同) 3

### 選挙管理委員会告示

- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消し 第29号 (選挙管理委員会事務局) 4

### 公告

- 大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課) 4
- 土地改良区の役員の住所変更 (農地計画課) 6  
(豊橋開拓土地改良区)
- 公共測量の実施 (用地課) 6
- 都市計画風致地区の関係図書の縦覧 (公園緑地課) 7
- 開発行為の許可に基づく工事完了 (建築指導課) 7
- 落札者等の公示 (経営課) 7
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (生活安全総務課) 8
- 落札者等の公示 9

### 一部事務組合

- 臨時愛知県競馬組合議会の招集 (愛知県競馬組合) 9

## 規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十三日

愛知県知事 大村 秀章



愛知県規則第七十号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年愛知県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表(四)項中「第六十条の二第一項第三号」の下に「第六十条の二の二第一項第一号若しくは第三項ただし書」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

愛知県告示第388号

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例（昭和46年愛知県条例第6号。以下「条例」という。）別表第3の規定に基づき、博物館その他の施設で知事が定めるもの等を次のように定め、令和2年11月22日から施行する。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 条例別表第3常設展示の項に規定する博物館その他の施設で知事が定めるものは、次の表に掲げる施設とする。

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
清洲城主閣	清須市朝日城屋敷1番地1
名古屋市志段味古墳群歴史の里古墳案内施設	名古屋市守山区大字上志段味字前山1367番地

- 2 条例別表第3常設展示の項に規定する知事が定める方法は、条例第5条の2第1項に規定する観覧料(条例第6条第1項に規定する条例第5条の2第1項の展示物の観覧に係る料金を含む。)で常設展示に係るものと前項の表に掲げるいずれかの施設の観覧に係る料金を併せて納付する場合に交付される観覧券で交付を受けた日から起算して6か月を有効期間とするものによる観覧とする。

- 3 条例別表第3常設展示の項に規定する知事が定める額は、次の表に定めるとおりとする。

区 分	単 位	観覧料の額
大学生又は高校生	1人1回につき	160円
その他の者	1人1回につき	240円

愛知県告示第389号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、吉田加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県告示第390号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 解除予定保安林の所在場所  
北設楽郡豊根村上黒川字長野11の11（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第391号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

建築基準法施行細則の一部改正新旧対照表

新

(許可申請書の添付図書等)

第十二条 省令第十条の四第一項及び第四項に規定する規則で定める図書

又は書面は、次の表の(イ)欄に掲げる法の規定による許可の申請の区分に応じ、同表の(ロ)欄に掲げるとおりとする。

(五)	(一)～(四) 略	(イ)	略	(ロ)
	第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第六十条の二第一項第三号、第六十条の二の二第一項第二号若しくは第三項ただし書、第六十条の三第一項第三号若しくは第二項ただし書又は第六十八条第一項第二号			

旧

(許可申請書の添付図書等)

第十二条 同上

(五)	(一)～(四) 略	(イ)	略	(ロ)
	第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十七条の四第一項ただし書、第六十条の二第一項第三号、第六十条の三第一項第三号若しくは第二項ただし書又は第六十八条第一項第二号			